二　申請者が未成年者で船員派遣事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、その法定代理人の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）

ホ　前号ト及びリからルまでに掲げる書類

3　（略）

（法第五十六条に関する事項）

第二十五条の二　法第五十六条第三号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により船員派遣事業を的確に遂行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（法第六十条に関する事項）

第二十七条　（略）

2　（略）

3　法第六十条第五項において準用する法第五十五条第三項の国土交通省令で定める書類は、次のとおりとする。

一　申請者が法人である場合にあつては、第二十五条第二項第一号に掲げる書類（同号ハ及びヌに掲げる書類を除く。）

二　申請者が個人である場合にあつては、第二十五条第二項第一号ト、リ及びル並びに同項第二号ロからニまでに掲げる書類

4　（略）

（法第六十一条に関する事項）

第二十八条　（略）

2　法第六十一条第一項の規定による届出のうち、事業所の新設に係る変更の届出を行う場合には、前項の船員派遣事業変更届出書には、法人にあつては当該新設する事業所に係る第二十五条第二項第一号ト及びリからルまでに掲げる書類を、個人にあつては当該新設する事業所に係る同項第二号ホに掲げる書類を、事業所の新設に係る変更の届出以外の届出を行う場合には、前項の船員派遣事業変更届出書又は船員派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書には、第二十五条第二項に規定する書類のうち当該変更事項に係る書類（事業所の廃止に係る変更の届出にあつては、当該廃止した事業所に係る許可証）を添付しなければならない。

3　前項の場合において船員派遣元事業主が船員派遣事業を行つている他の事業所の派遣元責任者を当該新設する事業所の派遣元責任者として引き続き選任したとき、又は法第五十五条第二項第四号に掲げる事項のうち派遣元責任者の氏名に変更があつた場合において当該船員派遣元事業主が船員派遣事業を行つている他の事業所の派遣元責任者を当該変更に係る事業所の変更後の派遣元責任者として引き続き選任したときは、法人にあつては第二十五条第二項第一号ヌに掲げる書類のうち履歴書（選任した派遣元責任者の住所に変更がないときは、住民票の写し及び履歴書。以下この項において同じ。）を、個人にあつては同項第二号ホに掲げる書類のうち履歴書を添付することを要しない。

4　（略）

（法第七十六条に関する事項）

第三十六条　（略）

2　法第七十六条の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により派遣元責任者の職務を的確に遂行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（新設）

3　（略）

ハ　前号ホ、ト及びチに掲げる書類

（新設）

（法第六十条に関する事項）

第二十七条　（略）

2　（略）

3　法第六十条第五項において準用する法第五十五条第三項の国土交通省令で定める書類は、次のとおりとする。

一　申請者が法人である場合にあつては、第二十五条第二項第一号に掲げる書類（同号ハ及びチに掲げる書類を除く。）

二　申請者が個人である場合にあつては、第二十五条第二項第一号ホ及びト並びに同項第二号ロに掲げる書類

4　（略）

（法第六十一条に関する事項）

第二十八条　（略）

2　法第六十一条第一項の規定による届出のうち、事業所の新設に係る変更の届出を行う場合には、前項の船員派遣事業変更届出書には、法人にあつては当該新設する事業所に係る第二十五条第二項第一号ホ、ト及びチに掲げる書類を、個人にあつては当該新設する事業所に係る同項第二号ハに掲げる書類を、事業所の新設に係る変更の届出以外の届出を行う場合には、前項の船員派遣事業変更届出書又は船員派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書には、第二十五条第二項に規定する書類のうち当該変更事項に係る書類（事業所の廃止に係る変更の届出にあつては、当該廃止した事業所に係る許可証）を添付しなければならない。

3　前項の場合において船員派遣元事業主が船員派遣事業を行つている他の事業所の派遣元責任者を当該新設する事業所の派遣元責任者として引き続き選任したとき、又は法第五十五条第二項第四号に掲げる事項のうち派遣元責任者の氏名に変更があつた場合において当該船員派遣元事業主が船員派遣事業を行つている他の事業所の派遣元責任者を当該変更に係る事業所の変更後の派遣元責任者として引き続き選任したときは、法人にあつては第二十五条第二項第一号チに掲げる書類のうち履歴書（選任した派遣元責任者の住所に変更がないときは、住民票の写し及び履歴書。以下この項において同じ。）を、個人にあつては同項第二号ハに掲げる書類のうち履歴書を添付することを要しない。

4　（略）

（法第七十六条に関する事項）

第三十六条　（略）

（新設）